

改正後		改正前	
別表（第2条第1項関係）		別表（第2条第1項関係）	
名 称	所掌事項	名 称	所掌事項
〔略〕		〔略〕	
保育事業設置運営予定者審査第1部会	児童福祉法第34条の15第3項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項 <u>児童福祉法第34条の15第3項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項</u>	保育事業設置運営予定者審査第1部会	児童福祉法第34条の15第3項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項 児童福祉法第35条第5項及び大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と保育所の設置運営予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び設置運営予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第2部会		保育事業設置運営予定者審査第2部会	
保育事業設置運営予定者審査第3部会		保育事業設置運営予定者審査第3部会	
保育事業設置運営予定者審査第4部会		保育事業設置運営予定者審査第4部会	
保育事業設置運営予定者審査第5部会		保育事業設置運営予定者審査第5部会	
保育事業設置運営予定者審査第6部会		保育事業設置運営予定者審査第6部会	
保育事業設置運営予定者審査第7部会		保育事業設置運営予定者審査第7部会	
保育事業設置運営予定者審査第8部会		保育事業設置運営予定者審査第8部会	
〔略〕		〔略〕	